# 石狩市 消費生活センター便り

6月
臨時号

# 詐欺のハガキにご注意ください！

## 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号 [redacted] 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

**※取り下げ最終期日　　平成30年6月8日**

法務省管轄支局　民間訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関1丁目[redacted]
取り下げ等のお問い合わせ窓口　03-[redacted]
受付時間　9:00～20:00（日、祝日を除く）

～消費生活センターから～

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」

というハガキが届き、訴訟の取り下げ最終期日が迫っている。心当たりは無いが、連絡した方が良いだろうか？」という相談が増えています！

身に覚えのない請求は架空請求の可能性があります。

ハガキに書かれた問い合せ先に電話をすると、新たに個人情報を与えてしまい、さらに不安をあおられ、高額な金銭を請求される危険性があります。

差出人が公的機関のような名前であってもハガキに書かれた問い合わせ先には決して連絡せず無視するか、消費生活センターにご相談ください。

**「こまったな…」と思ったら、相談してください！**

**石狩市消費生活センター**　（平日　午前10時～午後4時）

石狩市花川北6条1丁目30番地2　石狩市役所1階　☎0133-75-2282

※土日・祝日の電話相談は、消費者ホットライン　188　（いやや！泣き寝入り）へ